

頁数 (変更後)	変更前 (第 1 回策定委員会提示資料)	変更後 (今回提示資料)
2-2	<p>居住誘導区域を設定しない区域</p> <p>視点 3: 災害の危険性や被害が大きいことが想定される区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害特別警戒区域 ② <u>災害危険区域</u> ③ 急傾斜地崩壊危険区域 ④ 津波浸水深が 2m 以上の区域 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>« 水害・土砂災害に関する区域を居住誘導区域に含めることについて »</p> <p>愛知県が平成 20 年度に作成した落合川・西田川が氾濫した場合の浸水想定区域及び平成 26 年度に作成した高潮浸水想定区域、2m 未満の津波浸水想定区域については、一部を除いて居住誘導区域に含めています。また、土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所が居住誘導区域内に局所的に存在します。</p> <p>これらの地域は、中心拠点及び地域拠点である鉄道駅の利用のしやすさ、基盤整備の状況、人口の集積状況等を踏まえると、本計画が示すまちづくりの基本方針のひとつである「コンパクトなまちを活かした、歩いて便利に生活できる拠点の形成」に資する地域と言えます。このため、居住を誘導しつつ、災害リスクに対しては、全戸配布するハザードマップについて各地元地域での説明会の実施、地元防災活動の支援等により、避難の確実性・迅速性の向上を図ります。</p> </div>	<p>居住誘導区域を設定しない区域</p> <p>視点 3: 災害の危険性や被害が大きいことが想定される区域</p> <p>【法令により居住誘導区域を定めない区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害特別警戒区域 ② 災害危険区域 ② 急傾斜地崩壊危険区域 <p>【居住を誘導することが適当ではない区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 津波浸水深が 2m 以上の区域 ④ <u>家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)</u>